

財務省令第三十六号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年五月三十一日

財務大臣 尾身 幸次

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第四項中「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に改める。

附 則

この省令は、平成十九年六月一日から施行する。